

令和6年度(令和6年7月1日までに事業開始)

第2回 松戸市こども誰でも通園制度の

本格実施を見据えた試行的事業実施法人募集要項

募集期間：令和6年4月25日(木)～5月15日(水)

【担当部署】

松戸市 子ども部 保育課 保育運営担当室

T E L : 047-366-7351 F A X : 047-366-0742

Email : mchoiku@city.matsudo.chiba.jp

1. 事業概要

松戸市では、新たにこども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業(以下「本事業」)の実施する法人(以下「事業実施者」という。)を募集します。実施を希望される事業実施者は、書類の提出の前に**必ず保育課と事前協議をしてください。**

(1) 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

(2) 事業開始日

令和6年7月1日までに事業開始をすること。

(3) 事業の募集数

2箇所程度

※応募状況に応じて募集予定数を超えて、選定することがあります。

(4) 事業実施施設設置場所

松戸市内の既存の小規模保育事業所内または小規模保育事業所に併設された場所

(ただし、既存施設の入所児童に影響がない施設であること。また、保育室の必要な面積を確保できる施設であること。)

※電話等により事前に保育課へ予定地を提案の上、メール、FAX等により該当場所の図面等の情報を送付し、保育課の確認後に、事前協議に進むこと。

※事業実施例：既存の小規模保育事業所内の空きスペースを活用して設置。

2. 応募要件

次の要件を満たすこととする。

- (1) 松戸市内での保育実績を有し、「児童福祉法」第35条第4項の規定に基づき認可された保育所を運営する法人又は「学校教育法」第4条第1項第3号の規定に基づき認可された幼稚園を運営する法人及びその他の法人（設立予定含む）であること。
- (2) 関係者等が松戸市暴力団排除条例（平成24年3月29日松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (3) 事業開始日までに実施体制が整っていること。
- (4) 安定的な経営を行い、児童が心身ともに健やかに育成されるよう尽力できること。
- (5) その他、事業を適正に履行する見込みがあること。

3. 事業内容

(1) 対象児童（全てを満たすこと）

ア 松戸市に利用申請した児童。

イ 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない松戸市在住の0歳6か月～満3歳未満とする。また、認可外保育施設に通っている松戸市在住の

0歳6か月～満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている松戸市在住の0歳6か月～満3歳未満は対象外とする。

(2) 開所時間等

ア 開所日は、月曜日から金曜日までを原則とする。

イ 開所時間は、9：00から16：00までを原則とする。

ウ 休日は、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）とすること。

(3) 一般型（本事業の定員を定めた上で受け入れる）、または余裕活用品（小規模保育事業所で既に設定している定員の範囲内で受け入れる）など様々な形で本事業を実施することとする（必ず事前に協議すること）。なお、一般型の場合、定員は、原則1～2名とし（定員数は、別途、松戸市と協議をすること）、本事業用の定員に必要となる保育面積（約10㎡以上確保できる施設が望ましい）を確保できる施設であること。また、余裕活用品の場合、原則、令和6年6月からの事業開始を想定し、6月分の入所児童の調整時点（5月中旬の予定）で定員に達していない施設であること。

(4) 利用方法は、定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、松戸市が指定するものとする。また、事業実施者は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該児童の受け入れをしなければならない。ただし、正当な理由により事業の提供が困難であると松戸市が判断した場合には、この限りではない。なお、事業実施が困難である場合は、松戸市に事前協議をした上で具体的な理由を松戸市に報告することとする。

(5) 対象児童一人当たり「月10時間」を上限に事業を実施することとし、月10時間を超えての利用がある場合、特段、利用が制限される事由がなければ、松戸市の一時預かり事業に移行し、一般型の一時預かり事業を実施することとなる。そのため、本事業と一時預かり事業の利用時間、利用料金等を明確に管理し、利用者にも十分、配慮すること。また、事業実施者は、松戸市が定める利用状況など最低限、必要とする情報を管理し、適宜、報告を行うこと（中間報告など必要に応じて、適宜、提出を求めることがあります）とし、事業実施後、5年間保存すること。

(6) 配慮が必要な児童やその保護者が当該事業を円滑に利用できるよう配慮を行うこと。

(7) 集団における児童の育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録すること。

(8) 事業実施者が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、松戸市に報告するとともに、市町村と協力し、関係機関との連携に努めること。

(9) 施設の設備及び職員の配置等については、国が示す「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱」や「一時預かり事業実施要綱」等を参考に設備及び運営に関する基準等を遵守するとともに安全に配慮した上で本事業を実施すること。なお、当該事業実施する施設は、基準等を満たしている認可を受けた施設であること。

(10) 職員は、保育士等、その他保育に従事する職員として都道府県又は都道府県知事、

もしくは市町村長の指定した研修を修了したもの（以下「保育従事者」という。）とする。

- (1 1) 利用料は、市が基準に基づき決定の上、事業実施者が徴収し、事業実施者の収入とすること。
- (1 2) 保育中に事故が生じた場合には、速やかに報告すること。
- (1 3) 利用当日に、通園がない場合には、対象児童状況の確認をすること。特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- (1 4) 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- (1 5) 個人情報保護の保護事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。
- (1 6) 松戸市が定める「松戸市子ども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱」に基づき、事業実施すること。

※参考：事業の実施イメージ（予定）

- ①利用者は松戸市オンライン申請にて利用券交付申請を行う（保育課が対応）
- ②利用者は利用申請書を施設に提出の上、利用日までに面談（事業実施者が対応）
- ③利用者は利用券を持参の上、施設に利用料を支払い利用する。事業実施者は、その都度、利用状況を管理する。（事業実施者が対応）
- ④利用後は、保育の状況等を記録・管理すると共に、必要に応じて支援計画を作成し、子育てのアドバイスを行うなど利用者への支援を行う（事業実施者が対応）

- (1 7) その他、適正に事業を実施すること。

4. 施設基準等

(1) 建物

- ア 本事業を実施する施設は、事業実施者が所有又は賃借する施設とする。
- イ 建築基準法で定める用途変更が必要な場合は、関係法令に基づき変更を行うこと。
- ウ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと（昭和56年以前の完成した建物の場合、耐震調査を実施し問題のないもの、又は耐震補強済のもの）。
- エ 実施施設は、1階・2階に設けることが望ましいものであるが、2階以上に設ける場合は2方向避難を確保しており、建築基準法で定める耐火建築物または準耐火建築物であること、及び転落事故を防止する設備が設けられていること等、基準に基づき整備すること。
- オ 実施施設は、児童の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有する施設であること。
- カ 建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。検査済証の交付を受けていない建物の場合は、以下によること。
 - (ア) 施設の延床面積が200㎡（建築基準法の改正があった場合は、新法に定められた面積）以下の場合、建築確認申請時の設計図書一式を基に、国土交通省のガイドラインに従い、民間の指定確認検査機関が実施する遵法性調査の結果により、建築基

準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。

(イ) 施設の延床面積が200㎡（建築基準法の改正があった場合には、新法に定められた面積）を超える場合、認可予定者として決定された後、すみやかに建物用途を建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）における「特殊建築物（保育所）」に変更すること。なお、現在、当該建物を保育施設として利用しており、かつ、用途が保育所でない場合には、上記の遵法性調査の結果により、建築基準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。ただし、詳細については図面にて協議すること。

(ウ) 応募事業者が市長に関係書類を提出することにより、次のaからbのすべての条件を満たすことを条件に認められる場合があるため、事前に保育課へ相談すること。

a) 建築基準法の新耐震基準に基づく建築確認済証が交付されていること。

b) 建築物の構造耐力や耐震性能について、建築確認時の設計図書、構造計算書及び施工図等に基づき新耐震基準を満たす建築物であること、あるいは鉄筋コンクリート造等にあつてはI_s値（構造耐震指標）が0.6を超えることなどの証明ができること。

(2) 保育室等の面積等

ア 満2歳未満の乳幼児に利用させる場合には、乳児室とほふく室を一つの部屋として運営する場合は、ほふくする児童とほふくをしない児童が同時に在室することから、安全の確保に留意し、必要に応じて各スペースを区画するなど配慮すること（※可動式区画でも良い）。

イ 乳児室又はほふく室の面積は、2歳未満の乳幼児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上であること。

ウ 児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意が払われていること。

エ 消火用具、非常口など、必要な設備が設けられていること。

(3) その他

ア 国が定める「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱」や「一時預かり事業実施要綱」等を参考に安全かつ安心な運営を実施すること。

イ 建築基準法、消防法等施設に係わる関係法令を遵守していること。

5. 保育内容

(1) 保育内容

保育所保育指針に準拠するとともに、一時預かりに留意した保育する児童の状態に応じたものとする。

ア 児童の使用する設備、食器又は遊具等について、安全かつ衛生的な管理に努めること。

イ 医薬品、その他の医療品を備えること。

ウ 実施施設において感染症が発生し又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めること。

- エ 親子通園は、慣れるまで時間がかかる児童への対応として有効であり、また、利用が初めての場合は初回に親子通園を取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりにもなるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながることから、可能とする。※親子通園が長期間続く状態にならないようにすることや利用の条件とならないように留意すること。
- オ 事業実施者は、配慮が必要な児童やその保護者が当該事業を円滑に利用できるよう配慮を行うこと。※対象となる家庭は、ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待またはDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合・児童が障害を有する場合・その他、保護者や兄弟姉妹の疾病・障害の状況を考慮する場合とする。
- カ 集団における児童の育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録すること。
- キ 対象となる児童を養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設けるなど配慮すること。
- ク 事業所が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、松戸市に報告するとともに、松戸市と協力し、関係機関との連携に努めること。

(2) 健康管理

職員に対しては、既存の保育施設と同様の基準に準じるものとし、必要に応じて、採用時及び1年に1回定期健康診断を行うこと。また、月1回以上の検便を実施すること。

(3) その他

- ア 事業実施者は、賠償責任保険に加入しなければならない。
- イ 事業実施者は、災害や不審者からの被害など不測の事態に備えて、緊急時の連絡体制を確定し、日頃から避難経路を確認するとともに、消火訓練及び避難訓練を毎月1回以上実施し、緊急時の対応マニュアルを作成するものとする。

6. 事業開始までのスケジュール (予定)

時期	事項
令和6年4月25日～	募集開始 書類受付
令和6年5月15日	提出締切
随時	ヒアリング ※1
随時	選考会議、事業実施者決定、内示書送付
随時	施設完了検査
～令和6年7月1日	事業開始(余裕活用型の場合、原則6月開所を予定)

※1 応募事業者は、市が必要と判断する場合、随時、応募内容のヒアリングや運営施設の現地確認を行う場合があるため、応じること。

7. 補助金について

既存建物等を改修するために要する整備費の補助はありません。

事業開始後の補助金につきましては、予算の範囲内において、松戸市こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業補助金交付要綱（下記、補助内容のとおり）に基づき、事業実施に要する経費（補助対象経費）のうち、利用実績に応じて補助するものとなります。

主な補助は、人件費補助として、こども一人1時間あたり850円、障害児を受け入れる場合は、こども一人1時間あたり400円を加算して補助します。また、利用料金となる保護者負担額について、こども一人1時間あたり300円（予定）は、事業実施者の収入となります。利用日当日、急遽のキャンセルの場合は、予定していた利用者の利用可能時間について、利用料等の保護者負担額を除き、利用したものとみなし補助することができます。ただし、国が定めるこども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱の利用時間の管理を徹底し、利用の処理を行うこととなります。なお、補助基準額と補助対象経費の実支出額から利用料収入を控除した額を比較して少ない方の額を補助するものとなります。

また、こども一人月10時間を超えての利用者がいた場合、一時預かり事業に移行することから、一時預かり事業の実施に要した経費については、松戸市子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に基づき、補助するものとなります。令和5年度の子ども・子育て支援事業補助金交付要綱では、一般型の場合、年間延べ利用児童数 300人未満で補助基準額 上限2,751,000円、余裕活用型の場合、補助基準額 児童一人あたり日額2,400円となりますが、どちらも補助基準額（上限額）と事業に要する経費を比較し、少ない方の額が補助額となります。ただし、特に余裕活用型の場合、既存の施設として運営費等（公定価格等）を既に補助しているケースについては、一時預かり事業の補助金で、同じ対象者の人件費等の経費を補助すること（例えば、既存の小規模保育事業所に勤務している常勤保育士の人件費等のかかった経費について、公定価格等の運営費と一時預かり事業の両方の補助を受けること）は重複しての補助となるため、補助の対象外となりますので、ご注意ください。

最後に、事業実施予定者として内定した後、別途協議が必要であり、本公募の選定をもって補助金等の交付を確約するものではありませんのでご注意ください。

【補助内容(予定)】 ※補助金は利用実績や金額等が確定する当該年度明けに支払いを予定

①人件費補助

・こども一人1時間あたり850円 + 利用料収入300円 = 1,150円

（保護者負担分となる利用料金300円（予定）は事業者の収入）

・障害児を受け入れる場合、こども一人1時間あたり400円を加算

②事務員補助 上限 月額 22,100円

③消耗品・備品購入費補助 上限 100,000円／年

④利用料減免分の補助

当該事業者に支払うべき利用者負担額（保護者が支払う利用料金）に対して市が定める補助すべき額を補助する

⑤一時預かり事業として要した経費

こども一人月 10 時間を超えて、事業実施に要した経費については、松戸市子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に基づき補助する

8. 選考方法

応募要件、施設・運営基準と照らし合わせた上で、保育実績、整備費用、施設の立地条件等により選考する。なお、応募者は、担当課が必要と判断する場合は、選考日までに随時、応募内容の確認を行うため、応じること。

9. 応募の手続き

保育課と事前協議してから書類を提出するようにしてください。

なお、事前協議される際は、必ず保育課に事前連絡してください。

(1) 応募書類の提出

ア 提出期間 令和6年4月25日（木）から令和6年5月15日（水）

※土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで受付

【電話等により事前に保育課へ予定地を提案の上、メールまたはFAX等により該当地情報（併せて保育の実施場所が分かる資料として平面図等）を送付し、保育課確認後に事前協議に進むこと】

イ 提出場所 松戸市子ども部保育課 松戸市役所新館7階

ウ 提出方法 必要書類を提出期間内に提出場所へ持参してください。

※郵便や電送による提出は受付しておりません。

エ 提出部数 正本1部、副本1部（A4ファイルに綴る）

※項目毎にインデックスをつけてください。

(2) 提出書類（必要に応じて別添可とする）

①・事前協議書

・事前計画書（別紙1）

・収支計画書（別紙2）

・施設平面図（別紙3）

※事業実施する保育室内の全体の様子が分かる写真を添付すること。

（例：保育室内、全体が分かるように四隅から四方向の写真を添付する）

※各室の収容人数、壁芯面積及び有効（内法）面積を記載すること。

※採光・換気・排煙の基準に関連する計算表を平面図に原則、記載すること。

・事業提案内容（別紙4）

・設計者の確認を証明する書類（別紙5）*

②誓約書（任意様式）

③建築確認済証及び検査済証 *

※検査済証が交付されていない場合は、法適合状況調査の結果報告書又は建物が関係法令に適合していることを証明できる書類

- ④新耐震基準施行前に設計・建築された建物は、耐震性を有すると認められる耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済み証を証する書類（任意書式） ＊
- ⑤その他、市長が必要と認める書類

【＊原則、申請時点で、既存の施設の認可内容等に変更がなく、基準上、問題がない場合は、上記「＊」の書類について、（設計者の確認を証明する書類、建築確認済証及び検査済証、新耐震基準施行前に設計・建築された建物は、耐震性を有すると認められる耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済み証を証する書類）**提出を省略**できるものとする】

10. 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者負担とする。
- (2) 提出書類の提出期限以降における差替え及び再提出は原則認めない。
- (3) 虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。
- (4) 提出された書類は返却しないものとする。
- (5) 提出書類の内容は原則非公開として取り扱う。
- (6) 提出書類は、応募者に無断で、選考を行う作業以外の目的に使用しない。
- (7) 本事業において応募者がいない場合、又は審査結果によりすべての提案が松戸市の本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、受託法人の決定を行わないことがある。
- (8) 事業実施者決定後、本事業以外の用途に使用しないこと。
- (9) 施設によっては、補助金の返還や小規模保育事業所の一部転用手続きなど、対応が必要な場合があるため、予め留意すること。
- (10) 令和7年4月以降の本事業の継続に関することにつきましては、国の試行的事業であることから、別途、協議するものとし、事業継続（補助の継続）を確約するものではありません。
- (11) その他、定めのない事項が生じたときは、協議のうえ決定するものとします。

11. 担当課

松戸市 子ども部 保育課 保育運営担当室
〒271-8588 松戸市根本387-5
TEL 047-366-7351（保育課直通）
FAX 047-366-0742
E-Mail mchoiku@city.matsudo.chiba.jp